



自然災害発生時等の対応について〔一年間保管用〕

日頃より本校の教育活動にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、大田区より示されている「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」に基づき、改めて大田区及び本校としての方針をお知らせいたします。よくお読みの上、ご協力をお願い申し上げます。

1 「自然災害（大規模地震と台風）への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」に基づく本校の対応について

（1） 大規模地震の場合

○ 登下校時間帯

自宅が学校よりはるかに近く、保護者の在宅が確実な場合は自宅に避難しても良いが、学校への避難を原則とする。自宅に避難した場合は、その旨を学校へ連絡するか、学校へ避難する児童に伝言する。

○ 学校での活動時間帯

教職員が、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ児童を避難させ、安全を確保する。ただし、情報収集後、大田区内で震度5弱以上の地震（以下、「大規模地震」で記述）であることがわかった場合は、以下の「大田区立学校のガイドライン」に基づく対応を取る。

大田区に津波警報または大津波警報が発令された場合、海や河川に近い学校については、直ちに避難場所を屋上等の高い場所へ変更し、第二次避難を実施する。また、火災や津波、土砂崩れ、堤防決壊による浸水、ガス爆発などで、第一次避難している場所が危険になった時も第二次避難を実施する。

◎ 児童の留め置き及び引き渡し

【地域に火災や家屋の崩壊などの大きな被害が確認されたり、電気、ガス、水道等のライフラインや道路の寸断等が確認されたりした場合】

- 引き続き学校へ児童を留め置く。
- 保護者が引き取りに来た場合は、児童を引き渡す。

【地域に大きな被害やライフライン、道路の寸断等がない場合】

- 保護者への引き渡し下校を実施する。保護者が引き取りに来るまでは、学校に児童を留め置く。事前に保護者の了解を得ている場合は、中学生による小学生の弟や妹の引き取りも可能とする。

◎ 給食について

授業日の午前中に大規模地震が発生した場合であっても、給食室に被害がなく、食材があり、ガスや電気の遮断がなく、給食調理員がいれば、給食を提供した後、保護者による引き取り下校を実施することを原則とする。

(2) 台風等の風水害における対応

警報発令や計画運休の発表の内容によって「大田区立学校のガイドライン」に基づき①②の対応を取る。

① 臨時休業

- 午前6時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合は部活動の朝練習などに参加しないで自宅に待機し、午前7時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合は臨時休校とする。
- 午前0時までに、蒲田駅・大森駅を含むJR京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合、大田区立全小中学校は臨時休業とする。当日、途中で計画運休が解除されても臨時休業の対応は変更しない。

② 学校留め置き

- 下校時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合、児童・生徒を学校に留め置く。
- 暴風警報又は特別警報が解除されるまでは児童・生徒を学校に留め置き、解除後に方面別の地域班下校を実施する。なお、小学校については、午後6時以降に暴風警報又は特別警報が解除された場合、保護者による引き取り下校を実施する。

※ただし、自然災害や計画運休の状況に応じて①②以外の対応が必要な場合は、別途連絡をいたします。

2 その他の非常時における対応に関する本校の考え方

(1) 学校近隣において、児童に危険が及ぶ恐れがある重大事件等が発生した場合

◎ 学校留め置き、及び保護者による引き渡し

- ・児童の帰宅や帰宅後の安全が確保できないと校長が判断する場合は、児童の学校への留め置き及び保護者への引き渡しを実施することを原則とします。
- ・震度4以下の地震であっても、被災状況に応じて、児童の学校への留め置き及び保護者への引き渡しを行うことがあります。

(2) 周辺地域において、警戒・注意を要する事件等が発生した場合

◎ 地域班下校

不審者情報発令後、児童全員が安全に帰宅できるようにすることをねらいとしています。

3 保護者への連絡について

(1) 「大田区学校緊急連絡システム」によるメール配信

「学校緊急連絡システム」への登録により、学校からの緊急メールを直接、携帯電話やパソコンで受け取ることができます。地震、台風等の急な対応も「学校緊急連絡システム」を使用します。児童の安全のために、すべてのご家庭がこのシステムに登録くださいますよう、ご協力をお願い申し上げます。

(2) 学校ホームページへの掲載

「大田区学校緊急連絡システム」によるメール配信に加え、自然災害発生時等の対応について、学校ホームページに掲載します。自然災害等が発生した場合は原則としてトップページに対応について掲載しますので、学校ホームページもご活用ください。なお、学校ホームページには、この「自然災害発生時等の対応について[一年間保管用]」を載せておきます。

4 児童の引き渡しについて

児童の引き渡しを行う際は、年度初めに記入いただきました災害時引き取り名簿に記入されている引き取り人に従って児童の引き渡しを実施します。保護者が引き取りに来るまでは、学校に児童を留め置きます。